

## 海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の自治意識の向上及び自治会の円滑な運営を促進するため、自治会集会所設置等事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- (2) 連合自治会 2自治会以上で構成された連合の自治会
- (3) 自治会集会所等 自治会が設置し、管理する自治会館、公民館又は集会所をいう。
- (4) 増改築 自治会集会所等を増築すること、又は自治会集会所等の一部を除去し、規模及び構造が著しく異なるものに建て替えること、及び改修することをいう。
- (5) 解体 自治会集会所等の全部を除去することをいう。
- (6) 自治会集会所設置等事業 自治会集会所等の新築、増改築若しくは解体をすること又は自治会集会所等として借地若しくは借家することをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、自治会集会所設置等事業とする。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、自治会集会所設置等事業を実施する自治会等とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自治会集会所等の新築、増改築又は解体に係る工事費
- (2) 有償の借地又は借家方式により自治会集会所等を設置した場合の借地借家料  
(補助金額)

第6条 補助金の額は、別表に定める金額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、適當と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の交付決定を受けた者は、海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付請求書（第3号様式。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の交付請求書の提出があったときは、提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(事業の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合には、海老名市自治会集会所設置等事業計画変更・中止申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更・中止申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付変更・中止決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(調査等)

第11条 市長は、交付された補助金について必要があると認めたときは、補助金の交付決定を受けた者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、海老名市自治会集会所設置等事業補助金実績報告書（第6号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、補助金の額を確定し、海老名市自治会集会所設置等事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(譲渡等の禁止)

第15条 自治会集会所等は、第8条に規定する新築又は増改築の補助金の交付を受けたときから起算して5年以内に譲渡又は除去してはならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

《昭和52年4月1日 制定・施行》

《昭和56年4月1日一部改正》  
《昭和56年10月1日一部改正》  
《昭和59年4月1日一部改正》  
《昭和61年1月1日一部改正》  
《昭和62年4月1日一部改正》  
《昭和62年4月1日一部改正》  
《平成元年4月1日一部改正》  
《平成5年4月1日一部改正》  
《平成7年8月1日一部改正》  
《平成11年4月1日一部改正》  
《平成17年4月1日一部改正》  
《平成24年12月25日一部改正》  
《平成26年7月11日一部改正》  
《令和5年4月1日一部改正》  
《令和6年4月1日一部改正》  
《令和7年4月1日一部改正》

別表（第6条関係）

## 補助金額

対象工事	補助率	限度額
(1) 新築	補助対象経費の100分の50	
	延床面積 ①100 m <sup>2</sup> 以下	1,500万円
	②100 m <sup>2</sup> 超～150 m <sup>2</sup> 以下	2,000万円
	③150 m <sup>2</sup> 超～230 m <sup>2</sup> 以下	2,500万円
	④230 m <sup>2</sup> 超～	3,000万円
(2) 増改築	補助対象経費の100分の50	1,500万円
(3) 解体	補助対象経費の100分の50	
	延床面積 ①100 m <sup>2</sup> 以下	300万円
	②100 m <sup>2</sup> 超～150 m <sup>2</sup> 以下	400万円
	③150 m <sup>2</sup> 超～230 m <sup>2</sup> 以下	500万円
	④230 m <sup>2</sup> 超～	600万円
(4) 借地料	市が認めた100分の100以内	—
(5) 借家料	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の近隣商業地域及び商業地域	補助対象経費の100分の50 月額10万円
	その他の地域	— 月額3万円
(6) 耐震診断	補助対象経費の100分の50	50万円

※（1）（2）（3）の補助金額について1,000円未満の端数があるときは切り捨て

※（2）の工事費は30万円以上とする

※（6）は昭和56年以前に建築された自治会集会所等が対象とする

#### 連合自治会による新築および増改築に対する加算

- ・新築の場合、（1）の金額に下記（延床面積及び構成自治会数に応じた補助額）を加算する
- ・増改築の場合、（2）補助額の1割に、構成自治会数を乗じた額を加算する
- ・解体の場合、（3）補助額の1割に、構成自治会数を乗じた額を加算する

※補助額の1割額について1,000円未満の端数は切捨て

延床面積	構成自治会数			
	2自治会	3自治会	4自治会	5自治会以上
①100m <sup>2</sup> 以下	300万円	450万円	600万円	750万円
②100m <sup>2</sup> 超～150m <sup>2</sup> 以下	400万円	600万円	800万円	1,000万円
③150m <sup>2</sup> 超～230m <sup>2</sup> 以下	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円
④230m <sup>2</sup> 超～	600万円	900万円	1,200万円	1,500万円

第1号様式（第7条関係）

年　月　日

海老名市長　様

住所又は事務所

所 在 地

団 体 名

代 表 者

### 海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付申請書

自治会集会所設置等補助事業について、補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業等の名称

2 事業等の目的及び内容

3 事業等の着手及び完了予定期日

年　月　日　から　　　　　年　月　日

4 交付申請額

円

5 添付書類

事業計画書、収支予算書、見積書写し、図面

# 事 業 計 画 書

## 1 事業概要

事 業 名							
事業の場所	海老名市						
事業実施期間	年 月 日から		年 月 日まで				
事 業 概 要							
事 業 費	円						

## 2 事業効果

## 3 事業費内訳

(単位 円)

費 目	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計				

## 収 支 予 算 書

収 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	備 考
市補助金		
自治会負担		
合 計		

支 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	備 考
合 計		

第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

海老名市長

海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付決定通知書

海老名市自治会集会設置等事業補助金の交付については、海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、自治会集会所設置等事業とする。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難な場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) この補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、補助金の交付の決定内容もしくは、補助条件その他法令又はこれに基づく市長の指示又は命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (6) その他規則の定めるところに従うこと。

### 第3号様式（第9条関係）

## 海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付請求書

年 月 日

## 海老名市長様

## 住所又は事務所

### 所在地

団体名

## 代表者

自治会集会所設置等事業補助金について、海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

記

# 1 請求金額 金円

## 2 振込金融機関名

金融機関名			支店名				
口座番号	普通・当座						
フリガナ							
口座名義人							

第4号様式（第10条関係）

年　月　日

海老名市長様

住所又は事務所

所在地

団体名

代表者

海老名市自治会集会所設置等事業計画変更・中止申請書

海老名市自治会集会所設置等補助事業について、次のとおり補助事業の内容を変更又は中止したいので、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金額

変更交付申請額 金 円

既交付決定額 金 円

2 補助事業変更内容

3 変更又は中止の理由

4 添付書類

第5号様式（第10条関係）

第　　号  
年　　月　　日

殿

海老名市長

## 海老名市自治会集会所設置等事業計画（変更・中止）決定通知書

変更・中止申請のあった海老名市自治会集会所設置等事業について、次のとおり（変更・中止）決定したので、海老名市自治会集会所設置等事業交付金交付要綱第10条第2項の規定により、通知します。

### 1 交付金額

既交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円

### 2 変更内容

### 3 交付条件等

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならぬ。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) この交付金を他の用途に使用したとき又は交付金の交付決定の内容若しくは交付条件、法令若しくはこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、この交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付金の返還を命ずることがある。

第6号様式（第12条関係）

年　月　日

海老名市長 殿

住所又は事務所

所 在 地

団 体 名

代 表 者

海老名市自治会集会所設置等補助事業実績報告書

補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので必要書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 完了期日

年　月　日

3 事業の成果

4 添付書類

事業成果書、収支精算書、支払証明書類

# 事 業 成 果 書

## 1 事業概要

事業名	
事業の場所	
事業実施期間	年      月      日から      年      月      日まで
事業概要	
事業費	

## 2 事業成果

### 3 事業費内訳

(単位 円)

## 収 支 精 算 書

### 収 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
市補助金				
自治会負担金				
合 計				

### 支 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
合 計				

第7号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

海老名市長

海老名市自治会集会所設置等事業補助金確定通知書

標記の補助金について、海老名市自治会集会所設置等事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり交付すべき額の確定を行ったので通知します。

記

1 事業名

2 補助対象事業費 金 円

3 交付決定額 金 円

4 交付確定額 金 円

5 差引額 金 円